

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、健康増進等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年 法律第103号)に基づく各種健康診査等(胃・肺・大腸・子宮・乳がん、B型C型肝炎、歯周疾患検診)の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、健康診査に関する事務に使用する。
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健(検)診ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 [情報提供の根拠]139の項 [情報照会の根拠]139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う場合は、本人からの情報取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システムにおいて必要最低限の人数、参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者はID、パスワード等を適切に管理し、離席する際にはログアウトするよう徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年3月1日	令和4年9月1日	事後	
令和4年9月1日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年3月1日	令和4年9月1日	事後	
令和7年4月1日	個人のプライバシー等の権利使役の保護の宣言 特記事項	なし		事後	
令和7年4月1日	I-1②事務の概要	吉野町は、健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)事務内容 健康増進法に基づき健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。健康増進事業の実施に係る事務で、対象者の抽出、受診歴、各種利用申し込み、受診券発行、案内通知、事業の提供、検診結果入力処理、集計、統計処理、報告資料作成、データ分析処理、事後指導、精密検査結果入力、精密検査受診勧奨、結果管理等を一元的に行っている。 各種健診は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑨である。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症 ③健康診査(保険未加入者等) ④肝炎ウイルス検診 ⑤胃がん検診 ⑥肺がん検診 ⑦大腸がん検診 ⑧子宮がん検診 ⑨乳がん検診	健康増進法(平成14年 法律第103号)に基づく各種健康診査等(胃・肺・大腸・子宮・乳がん、B型C型肝炎、歯周疾患検診)の実施に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、健康診査に関する事務に使用する。	事後	
令和7年4月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和7年4月1日	I-4 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 〔情報提供の根拠〕139の項 〔情報照会の根拠〕139の項	事後	
令和7年4月1日	II-1 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II-2 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年4月2日	IV-9 判断の根拠		マイナンバー利用事務を行う場合は、本人からの情報取得を徹底している。また、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年4月1日	IV-11 最も優先順位が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年4月1日	IV-11 当該対策は十分か		2) 十分である	事後	
令和7年4月1日	IV-11 判断の根拠		システムにおいて必要最低限の人数、参照範囲となるよう職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者はID、パスワード等を適切に管理し、離席する際にはログアウトするよう徹底している。	事後	
令和7年4月1日	様式の変更	(略)	新様式への変更	事後	